

# 契 約 書

収  
入  
印  
紙

知多市日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年知多市告示第117号）に基づく日常生活用具の給付の委託について、知多市（以下「甲」という。）と日常生活用具給付業者（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は、甲が障害者又は障害児を扶養する者（以下「丙」という。）に対して交付した日常生活用具給付券又は住宅改修費給付券（以下「給付券」という。）による日常生活用具の給付を引き受けるものとする。

第2条 甲は、給付券を丙に交付したときは、乙に対してその旨及びその必要な事項を通知するものとする。

第3条 乙は、甲の発行する給付券を所持する丙の日常生活用具を給付しなければならない。

2 乙は、給付券の提示を受けたときは、速やかに日常生活用具を丙に引き渡すものとする。

3 前項の引き渡しに当たり、乙は、当該日常生活用具に関して甲の検収を受けなければならない。

第4条 乙は、丙に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

第5条 乙は、丙に給付する日常生活用具を引き渡す際に、給付券に丙に対する支払うべき額が記載されているときは、丙にその支払いを求めなければならない。ただし、丙がその額の全部又は一部を支払わなかった場合においても、日常生活用具の引き渡しを拒んではならない。

第6条 乙は、甲に対して給付の代金を請求するときには、給付券に丙の受領印を受け取る等必要事項を記入して、これを請求書に添付して請求しなければならない。この場合において、丙が支払うべき額の全部又は一部を支払っていないときは、その旨及びその額を請求書に記載しなければならない。

第7条 甲は、前条の規定に基づく請求書を受理したときは、給付の金額を照査のうえ、その都度乙にその代金を支払わなければならない。

第8条 乙は、この契約による帳簿及び関係書類を5か年間保存しなければならない。

第9条 甲は、乙に対して、この契約の実施に関して必要な報告を徴し、又は説明を求めることができる。

第10条 第3条第3項による検収の結果、その日常生活用具が丙に適合しないと認められたときは、乙は甲の指示に従い、適合するまで乙の負担においてこれを改修しなければならない。

2 甲は、日常生活用具の給付後、乙の責任に帰すべきものと認められる不備な箇所を発見したときは、前項に準じて改修させることができる。

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときには、乙に対して一方的にこの契約を取り消すことができる。

(1) 乙について、この契約の履行に関し、不正行為があったと認められるとき。

(2) この契約の条項に違反があったとき。

第12条 この契約書に定めのない事項については、知多市契約規則（昭和45年知多市規則第19号）によるもののほか、甲、乙協議の上、定める。

第13条 この契約書の有効期間は、契約日から令和 年3月31日までとする。

2 この契約の有効期間の終了1か月前までに契約の当事者のいずれか一方から何らかの意思表示が行われないうきは、契約の終期の翌日において向こう1か年間順次契約を更新したものとみなし、以後同様とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛知県知多市緑町1番地

知多市

知多市長

印

乙

# 契 約 書

知多市日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年知多市告示第117号）に基づく日常生活用具の給付の委託について、知多市（以下「甲」という。）と日常生活用具給付業者（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は、甲が障害者又は障害児を扶養する者（以下「丙」という。）に対して交付した日常生活用具給付券又は住宅改修費給付券（以下「給付券」という。）による日常生活用具の給付を引き受けるものとする。

第2条 甲は、給付券を丙に交付したときは、乙に対してその旨及びその必要な事項を通知するものとする。

第3条 乙は、甲の発行する給付券を所持する丙の日常生活用具を給付しなければならない。

2 乙は、給付券の提示を受けたときは、速やかに日常生活用具を丙に引き渡すものとする。

3 前項の引き渡しに当たり、乙は、当該日常生活用具に関して甲の検収を受けなければならない。

第4条 乙は、丙に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

第5条 乙は、丙に給付する日常生活用具を引き渡す際に、給付券に丙に対する支払うべき額が記載されているときは、丙にその支払いを求めなければならない。ただし、丙がその額の全部又は一部を支払わなかった場合においても、日常生活用具の引き渡しを拒んではならない。

第6条 乙は、甲に対して給付の代金を請求するときには、給付券に丙の受領印を受け取る等必要事項を記入して、これを請求書に添付して請求しなければならない。この場合において、丙が支払うべき額の全部又は一部を支払っていないときは、その旨及びその額を請求書に記載しなければならない。

第7条 甲は、前条の規定に基づく請求書を受理したときは、給付の金額を照査のうえ、その都度乙にその代金を支払わなければならない。

第8条 乙は、この契約による帳簿及び関係書類を5か年間保存しなければならない。

第9条 甲は、乙に対して、この契約の実施に関して必要な報告を徴し、又は説明を求めることができる。

第10条 第3条第3項による検収の結果、その日常生活用具が丙に適合しないと認められたときは、乙は甲の指示に従い、適合するまで乙の負担においてこれを改修しなければならない。

2 甲は、日常生活用具の給付後、乙の責任に帰すべきものと認められる不備な箇所を発見したときは、前項に準じて改修させることができる。

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認められたときには、乙に対して一方的にこの契約を取り消すことができる。

(1) 乙について、この契約の履行に関し、不正行為があったと認められるとき。

(2) この契約の条項に違反があったとき。

第12条 この契約書に定めのない事項については、知多市契約規則（昭和45年知多市規則第19号）によるもののほか、甲、乙協議の上、定める。

第13条 この契約書の有効期間は、契約日から令和 年3月31日までとする。

2 この契約の有効期間の終了1か月前までに契約の当事者のいずれか一方から何らかの意思表示が行われなときは、契約の終期の翌日において向こう1か年間順次契約を更新したものとみなし、以後同様とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛知県知多市緑町1番地

知多市

知多市長

印

乙